

第 21 号議案

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 16 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

在宅医療・介護連携推進事業を平成 28 年度から実施するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第2項中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市介護保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

在宅医療・介護連携推進事業を平成28年度から実施するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

在宅医療・介護連携推進事業を平成28年4月1日（現行は平成30年4月1日）から実施するものとする。（附則第8条関係）

3 施行期日

平成28年4月1日

参 照 2

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律抜粋

附 則

第14条 (第1項省略)

(第2項省略)

- 3 第3号施行日前に市町村が第3号新介護保険法第115条の45第2項第4号に掲げる事業を実施する医療に関する専門的知識を有する者の確保が困難であることその他の事情により第3号施行日から当該事業を行うことが困難であると認め、その旨を当該市町村の条例で定める場合にあつては、第3号施行日以後第3号施行日から平成30年3月31日までの間において当該市町村の当該条例で定める日までの間は、当該市町村が行う第3号新介護保険法の規定による地域支援事業については、同項(同号に掲げる部分に限る。)及び第3号新介護保険法第115条の45の10の規定は、適用しない。

(第4項及び第5項省略)

介護保険法抜粋

(地域支援事業)

第115条の45 (第1項省略)

- 2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的

な支援を行う事業

- (4) 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）

（第5号及び第6号省略）

（第3項から第5項まで省略）